

## 支給停止関係 理解度テスト

次の各問について下部の回答欄に回答してください。

【問１】 次のうち「特定処分対象農地等」に該当する農地はどれか。

- ① 経営移譲時に後継者に所有権移転した農地
- ② 経営移譲後に相続し、後継者に使用収益権を設定した農地
- ③ 経営移譲時に後継者に使用収益権を設定した農地

【問２】 次のうち「特定譲受者」に該当しないのはどれか。

- ① 60 歳未満の国民年金第一号被保険者で 50a 以上の経営面積がある個人
- ② 60 歳以上の認定農業者
- ③ 農地中間管理機構

【問３】 次のうち後継者移譲の「再設定」の要件として正しいものはどれか。

- ① 契約期間満了による返還と途中解約による返還のどちらでもよい
- ② 契約期間満了による返還と同月内に、農地法第３条許可により農地を再処分する
- ③ 契約期間満了により譲受後継者等と当初の契約期間を延長する変更契約を行う

【問４】 次のうち特例付加年金の「支給停止」について誤っているのはどれか。

- ① 特定処分対象農地等の返還から１年経過すると支給停止に該当する
- ② 特定処分対象農地等の返還から１年経過前でも転用すると支給停止に該当する
- ③ 自留地による農業経営再開は支給停止とならない

【問５】 次のうち経営移譲年金の「支給停止事由」に該当するのはどれか。

- ① 受給権者が新たに農地を取得し、２ヵ月後に後継者へ処分した
- ② 受給権者が山林を開墾し、農業経営を再開した
- ③ 受給権者が経営移譲後に相続により農地を取得したが、貸し付ける相手方がいなかったため、保全管理のみ行っている

|        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |
|--------|--|--------|--|--------|--|--------|--|--------|--|
| 問<br>1 |  | 問<br>2 |  | 問<br>3 |  | 問<br>4 |  | 問<br>5 |  |
|--------|--|--------|--|--------|--|--------|--|--------|--|

## 支給停止関係 理解度テスト（解答と解説）

【問１】次のうち「特定処分対象農地等」に該当する農地はどれか。

解答：③ 経営移譲時に後継者に使用収益権を設定した農地

①の経営移譲時に後継者に所有権移転した農地及び②の経営移譲後に相続し、後継者に使用収益権を設定した農地は、特定処分対象農地としては取り扱われません。

【問２】次のうち「特定譲受者」に該当しないのはどれか。

解答：② 60歳以上の認定農業者

「特定譲受者」は、①60歳未満の国民年金第一号被保険者で50a以上の経営面積がある個人、農地中間管理機構または農業を営む法人が該当しますので、②の60歳以上の認定農業者は該当しません。

【問３】次のうち後継者移譲の「再設定」の要件として正しいのはどれか。

解答：② 農地法第3条許可による農地の再処分を行う必要がある

再設定とは、後継者移譲の場合、「契約の期間満了により農地等の返還を受けて、返還日と同月内に同じ後継者に、再び農地法第3条許可による処分（使用収益権設定の場合、10年以上の期間で指導）を行うこと」をいうため、①の契約期間満了による返還と途中解約による返還のどちらでもよい及び③の契約期間満了により譲受後継者等と当初の契約期間を延長する変更契約を行うは誤りです。

【問４】次のうち特例付加年金の「支給停止」について誤っているのはどれか。

解答：③ 自留地による農業経営再開は支給停止とならない

①は特定処分対象農地等の返還を受け、1年経過後も譲受適格者に処分していないと支給停止に該当します。②は特定処分対象農地等の返還を受け、転用又は転用目的で処分をすると支給停止に該当します。③自留地での農業生産は、自家消費のために必要な農産物を生産するというニーズに対応するものであるため、自留地での農産物を継続的に出荷する場合は農業経営の再開となり、特例付加年金の支給停止に該当します。

【問５】次のうち経営移譲年金の「支給停止事由」に該当するのはどれか。

解答：② 受給権者が山林を開墾し、農業経営を再開した

受給権者が新たに農地を取得した場合でも、3ヵ月以内に他者に処分した場合や、相続した農地の保全管理のみ行っている場合は支給停止とはなりません。①受給権者が新たに農地を取得し、2ヵ月後に後継者へ処分した場合、③受給権者が経営移譲後に相続により農地を取得し、保全管理のみ行っている場合は支給停止とはなりません。

|        |   |        |   |        |   |        |   |        |   |
|--------|---|--------|---|--------|---|--------|---|--------|---|
| 問<br>1 | ③ | 問<br>2 | ② | 問<br>3 | ② | 問<br>4 | ③ | 問<br>5 | ② |
|--------|---|--------|---|--------|---|--------|---|--------|---|